資料２

マーストリヒト大学DPOコースへの事務局職員の参加について

令和２年６月15日

１．背景・目的

マーストリヒト大学では、平成30年５月25日に施行された欧州一般データ保護規則（「GDPR」）により、個人データを取り扱う主体が一定の場合に設置することが義務付けられているデータ保護オフィサー（「DPO」）の養成を目的として、講義・グループ討論・筆記試験を経て合格者をDPOとして認証する講座「DPO認証コース」（有料）（「本件講座」）を提供している。

今般、GDPRをはじめとした欧州の個人情報保護法制に係る専門的知識及び最新動向の習得並びに海外勤務、国際会議への参加等、国際的な業務の実施に必要となる英語能力の向上を図ることを目的として、事務局職員（企画官級）を、本件講座に参加させたもの。

２．結果

令和２年３月９日から令和２年３月13日まで開催された本件講座に参加し、合格（DPO認証を取得）した。この結果、当該職員は、２年間、マーストリヒト大学認証DPOという表示を行うことが許諾され、また、より高度なDPO向けトレーニングプログラムであるプロフェッショナルコースの受講資格を与えられることとなった。

３．今後

本件講座は、GDPRにとどまらず広く欧州のデータ保護に関する考え方を身に付けるのに有用と考えられることから、今後も事務局職員を積極的に本件講座に参加させることとしたい。

以上